

板橋区私立保育所施設設置経費助成実施要綱

(平成20年 3月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、賃借物件等を用いた区内私立認可保育所（以下「保育所」という。）の整備に要する経費の一部を、厚生労働省の保育所等改修費等支援事業、東京都の賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業及び待機児童解消区市町村支援事業を活用して区が予算の範囲内で助成することにより、保育所の設置を促進し、待機児童の解消を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 この要綱に基づく助成金の交付対象者は、賃貸物件を用いて保育所の本園又は分園の整備、定員の拡大又は老朽化に伴い必要となる整備を行う事業者のうち、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 申請日現在、設置者が特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと（個人の場合に限る）。

(2) 申請日現在、法人住民税を滞納していないこと（法人の場合に限る。）。

(暴力団等の排除)

第2条の2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成の対象としない。

(1) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(助成対象経費)

第3条 この要綱に基づく助成金の交付対象経費は、次に掲げるものとする。ただし、賃借物件については、保育所事業の継続性の確保を図るため、当該物件の賃貸借期間が10年以上のものとする。

(1) 賃借物件を用いて保育所の本園又は分園を整備し、保育所を実施する場合に貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金を除く。）にかかる費用（保育所を新たに整備するための内装工事等の着工日から当該保育所の開設日の前日までの期間に係る費用に限る。）

(2) 賃借物件を用いて保育所の本園又は分園の整備、定員の拡大又は老朽化に伴い必要となる設備整備及び改修整備等にかかる費用（建物の躯体工事費等を除く。）

(助成基準額)

第4条 この要綱に基づく助成金の助成基準額は、次の各号に定める額とする。

(1) 前条第1号の経費

平成29年4月1日以降に新たに賃貸借契約を締結したもの 1施設あたり4,100万円

(2) 前条第2号の経費

本園の場合

ア 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員19名以下

1施設あたり23,322千円

利用（増加）定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり 35, 490 千円

利用（増加）定員 60 名以上 1 施設当たり 63, 882 千円

イ 老朽化対応の場合

1 施設当たり 32, 448 千円

分園の場合

ア 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員 19 名以下 1 施設当たり 17, 238 千円

利用（増加）定員 20 名以上 1 施設当たり 24, 336 千円

イ 老朽化対応の場合

1 施設当たり 21, 294 千円

（助成金の交付額）

第 5 条 この要綱に基づく助成金の交付額は、前条に定める助成基準額と、第 3 条に定める対象経費の実支出額とのうちいずれか少ない額を選定額とし、これに、次に掲げる助成率を乗じて得た額とする。ただし、1, 000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）第 3 条第 1 号の経費 4 分の 3

（2）第 3 条第 2 号の経費 4 分の 3

2 第 3 条第 1 号の経費は、東京都の賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業の対象となる場合、次に定める額を加算して交付する。

（1）前項の選定額に 8 分の 1 を乗じて得た額（1, 000 円未満切り捨て）

3 第 3 条第 2 号の経費は、東京都の待機児童解消区市町村支援事業の対象となる場合、次に定める額をそれぞれ加算して交付する。

（1）第 1 項の選定額に 8 分の 1 を乗じて得た額（1, 000 円未満切り捨て）

（2）第 3 条第 2 号に定める対象経費の実支出額（1 m²あたりの改修単価を 182, 000 円として算出した改修経費に、設計料と設備整備費を加えた額を上限額とする。）が前条第 2 号に定める助成基準額を超える場合は、対象経費の実支出額から助成基準額を控除した額を選定額とし、これに 8 分の 7 を乗じて得た額（1, 000 円未満切り捨て）

（助成申請）

第 6 条 この要綱に基づく助成を受けようとする保育所の設置者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第 1 号様式）、第 3 条第 2 号に該当する場合は、賃貸人承諾書（別記第 2 号様式）及び次項又は第 3 項に規定する書類を添えて区長に申請しなければならない。

2 第 2 条第 1 号に該当し、次のいずれかに該当する場合は、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しにあつては、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。

（1）交付申請書（別記第 1 号様式）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

（2）区外に居住している場合

（3）区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

3 第 2 条第 2 号に該当する場合は、直近の法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し）を添付するものとする。

(交付決定通知書等)

第7条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認めた場合は、交付決定書(別記第3号様式)により、また、不適当と認めた場合は不交付決定通知書(別記第4号様式)によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により交付を決定するときは、助成金の交付を達成するために、申請に対して次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 助成金を助成事業本来の目的以外に使用しないこと。
- (2) 助成金を適正に経理すること。
- (3) 助成事業に係る物件は、原則として10年間は保育所として使用すること。
- (4) 提出した書類等に変更があったときは、速やかに届け出ること。
- (5) その他特に区長が定めた条件

(事業計画の変更)

第8条 前条の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた者は、事情により補助金の額に変更が生じたときは、別記第5号様式及びその他区長が必要と認める書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 前条の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の計画を変更しようとする場合において、補助金の額に変更が生じないとき。
- (2) 事業を廃止しようとするとき。

(変更交付決定)

第9条 区長は、前条第1項の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査し、適正であると認めたときは別記第6号様式により、適正でないとき、別記第7号様式により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10条 区長は、第7条による交付決定又は前条による変更交付決定を行った場合は、保育所を新設する場合にあつては当該保育園が認可された後に、分園の設置、定員の拡大又は老朽化に伴い整備をする場合にあつては当該設置及び変更に関する届出が受理された後に、交付決定者から請求書(別記第8号様式)及び必要な書類を徴し、支払うものとする。

(助成事業の完了時期)

第11条 助成事業は、当該年度内に完了しなければならない。

(事故報告)

第12条 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、申請者はその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 助成事業の円滑適正な執行を図るため、申請者は必要に応じ助成事業の遂行状況について、区長に報告しなければならない。

(助成事業の遂行命令)

第14条 助成事業が助成金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区長は、助成事業を遂行すべきことを命ずることがある。

2 前項の命令に違反したときは、助成事業の一時停止を命ずることができる。

(完了報告書)

第 15 条 第 7 条による交付決定又は第 9 条による変更交付決定を受けた者は、助成対象の工事終了後、速やかに完了報告書（別記第 9 号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 12 条の規定に基づき区長の承認を受け、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに別記第 9 号様式を区長に提出しなければならない。

(確定通知等)

第 16 条 区長は、前条の報告を受けたときは、第 7 条による交付決定又は第 9 条による変更交付決定の内容等に適合するか否かを調査（必要に応じて現地調査等を実施する。）し、適合すると認めるときは、交付額確定書（別記第 10 号様式）により確定額を通知する。また、適合しないと認めるときは、申請者に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第 17 条 区長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の目的に使用したとき。

(3) 助成金の交付の内容、又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後においても適用する。

(助成金の返還)

第 18 条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 第 16 条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときも前項と同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第 19 条 助成金の交付を受けた者が、前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定の全部、又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

4 第 1 項又は第 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

(財産処分等の制限)

第 20 条 助成金の交付を受けた者は、助成事業により取得し、又は効用が増加した財産を助成金の交付の目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃

棄しようとするときは、財産処分承認申請書（別記第 11 号様式）によりあらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、助成事業により取得し、又は効用を増加した後、別に区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（書類の整備保管）

第21条 助成金の交付を受けた者は、助成金と助成事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（消費税等に係る仕入控除税額の報告）

第22条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに仕入控除税額報告書（別記第 12 号様式）により区長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下この号において「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 区長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

（補 則）

第23条 この要綱に定めのないものは、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）の定めるところによるものとする。

（その他必要な事項）

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 2 8 年度の特例）

2 平成 2 8 年度における第 5 条の適用については、同条第 2 項第 1 号中「8 分の 1」とあるのは「1 6 分の 3」と、同条第 2 項第 2 号中「8 分の 7」とあるのは「1 6 分の 1 5」とする。

付 則

この一部改正は、平成 2 0 年 9 月 5 日から施行し、平成 2 0 年 7 月 2 0 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行し、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 2 2 年 2 月 1 日から施行し、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 2 5 年 1 0 月 3 0 日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この一部改正は、平成 2 7 年 3 月 1 6 日から施行する。

2 平成 2 6 年度の特例

平成 2 6 年度における第 5 条の適用については、同条第 3 項第 1 号中「8 分の 1」とあるのは「1 6 分の 3」と、同項第 2 号中「8 分の 7」とあるのは「1 6 分の 1 5」とする。

付 則

1 この一部改正は、平成 2 8 年 3 月 1 4 日から施行する。

2 平成 2 7 年度の特例

平成27年度における第5条の適用については、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

- 1 この一部改正は、平成30年3月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度の特例

平成29年度における第5条の適用については、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

- 1 この一部改正は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年度の特例

平成30年度における第5条の適用については、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

- 1 この一部改正は、令和2年3月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 令和元年度の特例

令和元年度における第5条の適用については、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

- 1 この一部改正は、令和3年3月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度の特例

令和2年度における第5条の適用については、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

- 1 この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、令和4年2月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年度の特例

令和3年度における第5条の適用については、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

- 1 この一部改正は、令和5年3月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和4年度の特例

令和4年度における第5条の適用については、東京都の待機児童解消区市町村支援事業補助要綱（令和5年3月1日4福保子保第4046号）に定める補助率引き上げ要件のうち二つ以上が該当する場合、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

板橋区私立保育所施設設置経費助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

所在地
設置者
代表者職氏名

板橋区私立保育所施設設置経費助成実施要綱第6条に基づき、下記のとおり申請いたします。
記

1 対象施設名及び所在地

2 対象事業経費

- (1) 賃借料
- (2) 改修費等

3 申請金額

金 _____ 円

(内訳)

(1) 基本分

ア 賃借料	選定額	円×助成率	=	円 (千円未満切捨て)
イ 改修費等	選定額	円×助成率	=	円 (千円未満切捨て)

(2) 加算分

ア 基準額分	選定額	円×助成率	=	円 (千円未満切捨て)
イ 基準額超過分	選定額	円×助成率	=	円 (千円未満切捨て)

4 事業開始 (予定) 年月日 年 月 日

5 事業終了 (予定) 年月日 年 月 日

6 添付書類

- (1) 見積書及び内訳書の写し
- (2) 概要書及び工事箇所の図面
- (3) 資産及び負債の状況 (貸借対照表に代えることができる)
- (4) 当該事業に関する収支予算書 (又は見込書) 抄本
- (5) 賃貸人承諾書 (第2号様式)
- (6) 賃貸借契約書の写し
- (7) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書(控)の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し (いずれも直近のもの) (法人の場合)

7 区税納付状況調査に関する同意【個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意
します。【代表者の住所：板橋区 _____】

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の に を記入してください。

同意しない 区外に居住している 転入前の自治体において課税されている

↓

追加添付書類・・・住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書

※いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）

年 月 日

（宛先）板橋区長

賃貸主 住 所

氏 名

賃 貸 人 承 諾 書

保育園を設置するため、賃借人
設置することについて、承諾します。

が下記の物件に造作、設備等を

記

1 賃貸物件の所在地及び名称

板橋区私立保育所施設設置経費助成金交付決定書

所在地

設置者

代表者職氏名

年 月 日付で申請のあった板橋区私立保育所施設設置経費助成金について、
下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付金額

金 _____ 円

(内訳)

(1) 基本分

ア 賃借料 選定額 円×助成率 = 円 (千円未満切捨て)

イ 改修費等 選定額 円×助成率 = 円 (千円未満切捨て)

(2) 加算分

ア 基準額分 選定額 円×助成率 = 円 (千円未満切捨て)

イ 基準額超過分 選定額 円×助成率 = 円 (千円未満切捨て)

2 交付条件

- (1) 助成金を助成事業本来の目的以外に使用しないこと。
- (2) 助成金を適正に経理すること。
- (3) 助成事業に係る物件は、原則として10年間は認可保育所として使用すること。
- (4) 提出した書類等に変更があったときは、速やかに届け出ること。
- (5) その他特に区長が定めた条件

3 申請の取下げ

この交付決定の内容又は交付条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後30日以内に、申請を取り下げることができる。

板橋区私立保育所施設設置経費助成金不交付決定通知書

所在地

設置者

代表者職氏名

年 月 日付で申請のあった板橋区私立保育所施設設置経費助成金については、下記のとおり不交付と決定したので通知します。

年 月 日

板橋区長

記

1 不交付決定の理由

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地
名 称
代表者職氏名

板橋区私立保育所施設設置経費助成金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度板橋区私立保育所施設設置経費助成金について、その後の事情変更により、交付額を次のとおり変更されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 対象施設名及び所在地

2 対象事業経費

- (1) 賃借料
- (2) 改修費等

3 申請金額	_____	円
うち、交付決定済額	_____	円
差引不足額又は超過額	_____	円

（内訳）

(1) 基本分

ア 賃借料	選定額	円×助成率	=	円（千円未満切捨て）
イ 改修費等	選定額	円×助成率	=	円（千円未満切捨て）

(2) 加算分

ア 基準額分	選定額	円×助成率	=	円（千円未満切捨て）
イ 基準額超過分	選定額	円×助成率	=	円（千円未満切捨て）

4 事業開始（予定）年月日 年 月 日

5 事業終了（予定）年月日 年 月 日

6 添付書類

- (1) 見積書及び内訳書の写し
- (2) 概要書及び工事箇所の図面
- (3) 当該事業に関する収支予算書（又は見込書）抄本

※上記書類のうち、当初交付申請時から変更がない場合は、添付を省略することができる。

所在地
名 称
代表者職氏名

板橋区私立保育所施設設置経費助成金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区私立保育所施設設置経費助成金を下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付金額

金 円

(内訳)

(1) 基本分

ア 賃借料 選定額 円×助成率 = 円（千円未満切捨て）

イ 改修費等 選定額 円×助成率 = 円（千円未満切捨て）

(2) 加算分

ア 基準額分 選定額 円×助成率 = 円（千円未満切捨て）

イ 基準額超過分 選定額 円×助成率 = 円（千円未満切捨て）

2 交付条件

- (1) 助成金を助成事業本来の目的以外に使用しないこと。
- (2) 助成金を適正に経理すること。
- (3) 助成事業に係る物件は、原則として10年間は認可保育所として使用すること。
- (4) 提出した書類等に変更があったときは、速やかに届け出ること。
- (5) その他特に区長が定めた条件

3 申請の取下げ

この交付決定の内容又は交付条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後30日以内に、申請を取り下げることができる。

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区私立保育所施設設置経費助成金変更交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区私立保育所施設設置経費助成金については、
下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

却下理由

請 求 書

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地

設置者

代表者職氏名

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった板橋区私立保育所施設設置経費助成金については、下記のとおり請求いたします。

記

1 請 求 金 額

金 _____ 円

完了報告書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

所在地

設置者

代表者職氏名

年 月 日付 第 号により交付決定のあった板橋区私立保育所施設設置経費助成事業については、下記のとおり完了したので報告いたします。

記

1 対象施設名及び所在地

2 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 対象事業経費

- (1) 賃借料
- (2) 改修費等

4 添付書類

- (1) 契約書及び内訳書の写し
- (2) 施設整備後の写真

板橋区私立保育所施設設置経費助成金交付額確定書

所在地

設置者

代表者職氏名

年 月 日付 第 号により交付決定した板橋区私立保育所施設設置経費助成金
について、年 月 日付の完了報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定する。

年 月 日

板橋区長

記

1 確定金額

金 _____ 円

(内訳)

(1) 基本分

ア 賃借料 選定額 円×助成率 = 円 (千円未満切捨て)

イ 改修費等 選定額 円×助成率 = 円 (千円未満切捨て)

(2) 加算分

ア 基準額分 選定額 円×助成率 = 円 (千円未満切捨て)

イ 基準額超過分 選定額 円×助成率 = 円 (千円未満切捨て)

年 月 日

(宛先) 板橋区長

所在地

設置者

代表者職氏名

板橋区私立保育所施設設置経費助成金財産処分承認申請について

年 月 日付 第 号をもって交付額確定のあった上記補助金に係る事業により取得した財産について、下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

1 保育施設の名称等

施設名称：

所在地：

補助金額：

2 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	規格	数量	処分の方法	処分の理由	備考 (処分の時期等)

3 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）

4 処分の条件

5 添付書類

- (1) 対象施設の図面（補助対象部分、面積を明記したもの）
- (2) 対象施設の写真
- (3) 老朽度調書（老朽化による取壊しの場合等）
- (4) 総事業費を確認できる工事請負契約書等
- (5) 交付決定通知書及び確定通知書の写し
- (6) その他、参考となる資料

- ※ 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載する。取得財産が共有の場合は、備考に共有相手方及び共有比率を記載すること。
- ※ 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及びその条件について3、4に記載する。自己使用の場合は不要。
- ※ 共有及び処分の相手方がある場合は、この用紙に記載される情報が区に提出されることにつき相手方の了解を受けること。

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

所在地
名 称
代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で交付額確定のあった板橋区私立保育所施設設置経費助成金について、板橋区私立保育所施設設置経費助成実施要綱の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(要補助金返還額)

金 円

3 添付書類

- (1) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し(確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等)
- (2) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳など